

「(仮称) 道の駅姫路」整備及び運営事業」に係る直接対話の結果について

1. 本書の位置付け

本書は、令和7年7月10日付けで公表した「(仮称) 道の駅姫路」整備及び運営事業」の入札説明書等を補足する内容であり、入札説明書等と一体のものである。

なお、直接対話の内容は姫路市（以下「市」という。）が要約したものであり、直接対話の参加者（以下「参加者」という。）のうち、特定の者の意見等を示すものではない。

2. 直接対話の内容

直接対話の内容は、以下のとおりである。

【入札説明書に関すること】

- (1) 道の駅の経営に対する支援措置について
- (2) 監理技術者の配置について

【要求水準書に関すること】

- (1) 「環境への負荷の少ない設備等の導入」に関する工事区分について
- (2) 家屋倒壊等氾濫想定区域内に施設を設置することについて
- (3) 対浸水・冠水への配慮について
- (4) 屋外バックヤードの出入口について
- (5) 車番認識システムについて
- (6) 道路休憩施設の壁面位置及び建物形状の変更について
- (7) 行政事務施設のセキュリティ区画について
- (8) 大型車駐車場の利用について
- (9) 高速バス路線の引き込みに関する協議状況について
- (10) 代替施設の提案について
- (11) フリースペースの整備方法について
- (12) 災害時用井戸の設置及び維持管理について
- (13) 非常用発電設備について
- (14) 盛土材料について
- (15) 事業予定地周辺の井戸等について
- (16) 建設業務責任者の変更について
- (17) オープニングイベントについて
- (18) 長期修繕計画の対象について
- (19) 修繕が発生した場合の修理費用について
- (20) 屋内こども遊び場への収益が見込めるコンテンツの設置について

【要求水準書別紙に関すること】

- (1) 市道谷外 89 号線への左折出庫について
- (2) 市道谷外 89 号線から国道への交差点の右折合流について
- (3) ガス設備について
- (4) 消火設備について
- (5) 擁壁の設置について
- (6) 北側の三角形の敷地について
- (7) 調整池に隣接する平地について

【様式集及び記載要領に関すること】

- (1) 提案資料について

【設計業務委託契約書（案）に関すること】

- (1) 設計企業間の J V 組成について

【入札説明書に関する質問に対する回答に関すること（R7. 9. 19 公表）】

- (1) 市内地域会社について
- (2) 国道側出入口等の歩道について

【その他】

- (1) 関係機関との協議について

【入札説明書に関すること】

- (1) 道の駅の経営に対する支援措置について
(入札説明書 P-10/2/2. 3/(8)/(イ))

ア 対話内容

参加者	・想定を著しく超える物価上昇等により、道の駅の経営に大きな影響があることが明らかな場合、納付金の料率の切り下げなどの支援的な措置を検討する見込みはあるか。
市	・納付金については、要求水準書 P-90/7/7. 4/(4)において、「納付金算定条件は変更しないことを基本とするが、急激又は継続的な社会情勢の変化により納付金水準の見直しが必要であると判断される場合、市又は事業者は、納付金の料率の見直し等の協議を求めることができる」としている。 ・その他の支援的な措置は考えていない。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・納付金については、要求水準書において、「納付金算定条件は変更しないことを基本とするが、急激又は継続的な社会情勢の変化により納付金水準の見直しが必要であると判断される場合、市又は事業者は、納付金の料率の見直し等の協議を求めることができる」としている。
--------------	---

- (2) 監理技術者の配置について
(入札説明書 P-15/3/3. 2/(2)/イ/iii)

ア 対話内容

参加者	・本工事は、土木・建築の両方の監理技術者を配置する必要があるが、土木工事終了後は土木の監理技術者を外すことは可能か。
市	・施工手順等にもよるが、土木工事が終了すれば、土木工事の監理技術者を外すことは可能である。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・土木工事の終了後、土木工事の監理技術者を外すことは可能である。
--------------	--

【要求水準書に関すること】

- (1) 「環境への負荷の少ない設備等の導入」に関する工事区分について
(要求水準書 P-13/3/3.1/(1)/ウ/(ア)/i)

ア 対話内容

参加者	・「環境への負荷の少ない設備等（例：太陽光発電設備）の導入を検討する」とあるが、当該設備を導入する場合はA工事の範囲に含まれるものと考えてよいか。
市	・市の負担とする。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・要求水準書に記載する施設の整備費用は市が負担する。 ・ただし、「別紙9 工事区分表」のB・C工事に限り事業者負担とする。
--------------	--

- (2) 家屋倒壊等氾濫想定区域内に施設を設置することについて
(要求水準書 P-14/3/3.1/(1)/エ/(ア)/i)

ア 対話内容

参加者	・地域振興施設の建物は、家屋倒壊等氾濫想定区域内に配置することになるが、河川が氾濫した場合は、別の場所に避難すると考えてよいか。
市	・道の駅整備に合わせて土地造成（盛土）を行うことで、家屋倒壊当氾濫想定区域（氾濫流）から外れる見込みである。 ・近年の予想を超える降雨等により被害発生が想定される場合は、速やかに避難すること。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・近年の予想を超える降雨等により被害発生が想定される場合は、道の駅の利用者を安全な場所に速やかに避難誘導するとともに、職員も避難すること。
--------------	---

- (3) 対浸水・冠水への配慮について
(要求水準書 P-14/3/3.1/(1)/エ/(ア)/v)

ア 対話内容

参加者	・洪水ハザードマップでは、敷地の浸水は 0.5m～3.0m となっているが、3.0m の浸水高さでも施設への浸水が起きないような計画とする考え方でよいか。
市	・「別紙 16 土量算定根拠図」に示す「造成後の計画高」は、敷地浸水を考慮した高さとしているので参考とすること。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・「別紙 16 土量算定根拠図」に示す「造成後の計画高」は、敷地浸水を考慮した高さとしている。当該資料を参考に、対浸水・冠水に適切な敷地計画を行うこと。
--------------	--

- (4) 屋外バックヤードの出入口について
(要求水準書 P-18/3/3.1/(2)/イ/ii)

ア 対話内容

参加者	・屋外バックヤードへの出入口を市道谷外 74 号線に設けることとされているが、屋外バックヤードの出入口を市道谷外 89 号線に面して設けることは可能か。
市	・屋外バックヤードの出入口は、市道谷外 74 号線に面した位置に設けること。 ・市道谷外 74 号線からの進入が困難な大型搬入車両等については、国道 372 号又は市道谷外 89 号線から施設利用者用駐車場を経由して屋外バックヤード側に進入する経路を計画することは可能である。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・屋外バックヤードへの出入口は、市道谷外 74 号線に面した位置に設けること。 ・市道谷外 74 号線からの進入が困難な大型搬入車両等については、国道 372 号又は市道谷外 89 号線から施設利用者用駐車場を経由して屋外バックヤード側に進入する経路を計画することは可能である。
--------------	--

(5) 車番認識システムについて
(要求水準書 P-30/3/3.1/(5)/イ/(ク)/viii)

ア 対話内容

参加者	・車番認識システムは、駐車料金徴収が目的か。 ・対象車両は、乗用車、大型車、バイクでよいか。 ・車番認識システムでの車両の認識には車両速度を落とす必要があるため、ゲート等を設置してもよいか。
市	・車番認識システムは、施設利用目的を逸脱した駐車場の長期駐車や車中泊を防止する目的で設置するものであり、対象車両は乗用車及び大型車とする。 ・駐車場出入口では車両速度が落ちると想定しており、現道への影響を考慮し、出入口付近へのゲートの設置は考えていない。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・車番認識システムは、利用目的を逸脱した駐車場の利用等を防止することを目的として設置する。 ・車番認識システムの対象車両は、乗用車及び大型車とする。 ・駐車場出入口へのゲートは設置しない。
--------------	--

(6) 道路休憩施設の壁面位置及び建物形状の変更について
(要求水準書 P-33/3/3.2/(1)/ア/i)

ア 対話内容

参加者	・「別紙8「道路休憩施設 平面レイアウト図」に示す計画を参考に整備すること」とあるが、敷地境界線からの壁面位置及び建物形状の変更を提案することは可能か。
市	・変更の提案は可能である。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・要求水準を満たした上で、道路休憩施設について、敷地境界線からの壁面位置及び建物形状を変更した提案は可能である。
--------------	--

(7) 行政事務施設のセキュリティ区画について
(要求水準書 P-40/3/3.3/(1)/エ/(ア)/f/i)

ア 対話内容

参加者	・「地域振興施設が閉館時にも独立して利用できるようなセキュリティ区画を設定すること」とあるが、地域振興施設が行政事務施設の窓口受付時間に閉館していることがない場合は、セキュリティ区画は不要と考えてよいか。
市	・要求水準書に示すとおり、セキュリティ区画の設定は必要である。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・地域振興施設の開館日・開館時間に関わらず、行政事務施設が独立して利用できるようなセキュリティ区画を設定すること。
--------------	---

(8) 大型車駐車場の利用について
(要求水準書 P-47/3/3.3/(2)/ア/(イ))

ア 対話内容

参加者	・大型車駐車場は、高速バスではなく観光バスが利用すると考えてよいか。
市	・大型車駐車場は、トラック等の貨物自動車や観光バスの利用を想定している。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・大型車駐車場は、トラック等の貨物自動車や観光バスの利用を想定している。
--------------	--------------------------------------

(9) 高速バス路線の引き込みに関する協議状況について
(要求水準書 P-47/3/3. 3/(2)/ア/(イ))

ア 対話内容

参加者	・高速バス（路線バス含む）路線の引き込みについて、交通事業者との協議状況を開示願いたい。
市	・路線バスについては立寄りの予定はない。また、高速バスについては、事業予定地内への引き込みは行わず、国道 372 号に整備予定のバス停留所を使用して運行する予定である。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・高速バス（路線バス含む）路線の事業予定地内への引き込みは行わない。
--------------	------------------------------------

(10) 代替施設の提案について
(要求水準書 P-49/3/3. 3/(2)/ウ/(ウ)/ i)

ア 対話内容

参加者	・パーゴラについて、要求水準に照らして同等以上の機能・性能を有する工作物等を設置する場合は、パーゴラの設置をしないことは可能か。
市	・パーゴラに代えて、要求水準に照らして同等以上の機能・性能を有する工作物等を設置する提案は可能である。この場合において、パーゴラの設置は不要である。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・パーゴラに代えて、要求水準に照らして同等以上の機能・性能を有する工作物等を設置する提案は可能である。
--------------	---

(11) フリースペースの整備方法について
(要求水準書 P-49/3/3. 3/(2)/エ/iii)

ア 対話内容

参加者	・「複数区画に分けて使用できるようにすること」とあり、複数のイベント等を同時に開催できるようなフリースペースの整備を要求するものと理解しているが、同時開催するイベント等として具体的な想定はあるか。 ・フリースペースを複数区画に分ける場合の仕様等について指定はあるか。 ・運営方針として、複数イベント等の同時開催を想定しない場合には、区画を分けない提案も可能か。
市	・フリースペースにおける同時開催のイベント等の具体的な想定はない。 ・区画の方法や仕様等についても指定は無い。 ・フリースペースは、構造物等で区分する必要はないが、複数に分けて利用できるようにインフラ等の配置が必要である。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・フリースペースを構造物等で複数区画に区分する必要はないが、複数に分けて利用できるように、屋外用の電源コンセント、水栓等を整備すること。
--------------	--

(12) 災害時用井戸の設置及び維持管理について
(要求水準書 P-49/3/3. 3/(2)/オ/(ア))

ア 対話内容

参加者	・災害時用井戸の設置については「別紙9 工事区分表」におけるA工事に含まれるのか。 ・災害時用井戸の維持管理は、市が実施するのか。
市	・「別紙9 工事区分表」は、物販施設・飲食施設・バックルームに関するもののみを対象としている。それ以外の施設（災害時用井戸を含む）の整備費用は市の負担とする。 ・維持管理は、事業者が行うこと。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・要求水準書に記載する施設の整備費用は市が負担する。 ・ただし、「別紙9 工事区分表」のB・C工事に限り事業者負担とする。 ・維持管理は事業者が行うこと。
--------------	---

(13)非常用発電設備について

(要求水準書 P-50/3/3. 3/(3)/ア/(ア)/ i)

ア 対話内容

参加者	・非常用発電設備についての水準が示されているが、当該設備についてはA工事の範囲に含まれるものと考えてよいか。
市	・非常用発電設備の対象は、要求水準書 P-50/3/3. 3(3)ア. (ア) に示す箇所と防災倉庫であり、当該箇所の非常用発電設備は市の負担とする。 ・物販施設、飲食施設、バックルームにおいて、要求水準書で求めている非常用発電設備を整備する場合は、B工事又はC工事として行うこと。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・要求水準書に記載する施設の整備費用は市が負担する。 ・ただし、「別紙9 工事区分表」のB・C工事に限り事業者負担とする。
--------------	--

(14)盛土材料について

(要求水準書 P-53/3/3. 4/(1)/viii)

ア 対話内容

参加者	・「他工事現場発生土約 8,800 m ³ の利用を見込んでいる」とあるが、当該発生土の土量が下回る場合は、事業者が購入するという理解でよいか。
市	・盛土材料の一部に他工事現場発生土約 8,800 m ³ の利用を見込んでいるが、確約された数字ではない。 ・盛土材料が不足する場合は、事業者が調達を行うこと。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・盛土材料は事業者が調達することを基本とする。なお、他工事現場発生土約 8,800 m ³ を利用する見込である。 ・他現場発生土の土量は増減する場合があります、土量が増減した場合は、契約変更の対象とする。
--------------	---

(15) 事業予定地周辺の井戸等について
(要求水準書 P-67/6/6. 1/ iv)

ア 対話内容

参加者	・「周辺地域に水枯れなどの被害が発生しないように留意する」とあるが、事業予定地周辺の井戸の情報を提供いただきたい。
市	・事業予定地周辺における井戸の設置状況は把握していない。 ・地下水に影響を与える可能性のある工法を採用する場合は、事業者において調査・対策を講じること。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・地下水に影響を与える可能性のある工法を採用する場合は、事業者において調査・対策を講じること。
--------------	---

(16) 建設業務責任者の変更について
(要求水準書 P-68/6/6. 1/ (4))

ア 対話内容

参加者	・建設業務責任者を工事途中で変更することは可能か。
市	・建設業務責任者の変更は任意である。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・建設業務責任者は、工事の途中で変更することは可能である。変更する場合は、事前に市の承認を得てから変更すること。 ・建設業務責任者を工事の監理技術者と兼務させる場合は、国土交通省の監理技術者制度運用マニュアルの規定に基づき、変更の可否を判断する。
--------------	--

(17) オープニングイベントについて
(要求水準書 P-79/7/7. 2/(6)/ア)

ア 対話内容

参加者	・ オープニングイベント及び内覧会に要する費用は事業者が負担するとされているが、市側から仕様の設定（開催規模、時間、参加者等）はあるか。
市	・ 具体的な設定は無い。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・ オープニングイベント及び内覧会について、規模や参加者等の想定はしていない。
--------------	---

(18) 長期修繕計画の対象について
(要求水準書 P-85/7/7. 3/(6)/カ/(ア)/ i)

ア 対話内容

参加者	・ 長期修繕計画は、「別紙 9 工事区分表」において事業者負担とされている B・C 工事の範囲についてのみ作成するとの理解でよいか。
市	・ 要求水準書 P-85/7/7. 3/(6)/カに記載のとおり、地域振興施設が正常に機能するための一切の修繕・更新は事業者において行うこととしている。 ・ したがって、長期修繕計画は、地域振興施設全体を対象として作成すること。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・ 長期修繕計画は、地域振興施設全体を対象として作成すること。
--------------	---------------------------------

(19) 修繕が発生した場合の修理費用について
(要求水準書 P-85/7/7. 3/(6)/カ/(イ)/ii)

ア 対話内容

参加者	・「別紙 9 工事区分表」における A 工事の範囲で修繕が発生した場合、その修繕費用は市が負担するものと理解してよいか。
市	・修繕は事業者の負担とする。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・地域振興施設における修繕費用は、事業者が負担すること。
--------------	------------------------------

(20) 屋内こども遊び場への収益が見込めるコンテンツの設置について
(要求水準書 P-88/7/7. 4/(2)/表 7-3)

ア 対話内容

参加者	・表 7-3 において「屋内こども遊び場は利用料金徴収が不可」となっているが、入場料を無料とすれば、屋内こども遊び場内の一部に収益が見込めるコンテンツを設置してもよいか。
市	・屋内こども遊び場に収益が見込めるコンテンツを設置することは想定していない。 ・屋内こども遊び場以外の地域振興施設に事業者の自主事業として収益が見込めるコンテンツを設置することは、本事業の目的に沿い、本道の駅の運営業務と相乗効果がある内容であれば可能である。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・屋内こども遊び場内に収益が見込めるコンテンツは設置しない。 ・収益が見込めるコンテンツは、本事業の目的に沿い、本道の駅の運営業務と相乗効果がある内容であれば、地域振興施設内に自主事業として設置することができる。
--------------	---

【要求水準書別紙に関すること】

- (1) 市道谷外 89 号線への左折出庫について
(要求水準書/別紙 5)

ア 対話内容

参加者	・市道谷外 89 号線への左折出庫は可能か。
市	・道路交通法上の規制はないが、接続する市道谷外 74 号線は幅員が狭いため、別紙 5（道の駅計画イメージ）の路面標示を参考に車両の誘導を行うこと。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・別紙 5（道の駅計画イメージ）の路面標示を参考に車両の誘導を行うこと。
--------------	--------------------------------------

- (2) 市道谷外 89 号線から国道への交差点の右折合流について
(要求水準書/別紙 5)

ア 対話内容

参加者	・市道谷外 89 号線から国道への交差点について、右折合流は可能か。
市	・右折合流は可能であるが、公安委員会との協議の結果、右折レーンは設置しない。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・市道谷外 89 号線から国道への右折合流は可能であるが、右折レーンは設置しない。
--------------	---

- (3) ガス設備について
(要求水準書/別紙 9)

ア 対話内容

参加者	・厨房のガス使用を想定し、ガス設備の計画を考えているが、バルク貯槽からガスメーターまでは A 工事と考えてよいか。
市	・ガスバルク貯槽からガスメーターまでの設備は市の負担とする。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・ガスバルク貯槽からガスメーターまでの設備は市が負担する。
--------------	-------------------------------

(4) 消火設備について
(要求水準書/別紙 9)

ア 対話内容

参加者	・物販施設・飲食施設内・バックルームの屋内消火栓は、A工事の範囲に含まれるか。
市	・物販施設・飲食施設・バックルームの屋内消火栓設備について、法基準に基づき設置する設備はA工事とする。 ・C工事に伴う変更や追加工事が発生した場合はB工事とする。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・物販施設・飲食施設・バックルームの屋内消火栓設備について、法基準に基づき設置する設備はA工事とする。 ・C工事に伴う変更や追加工事が発生した場合はB工事とする。
--------------	--

(5) 擁壁の設置について
(要求水準書/別紙 17)

ア 対話内容

参加者	・提案内容によっては擁壁の追加、部分削除等が可能か。 ・擁壁の設置場所を変更する場合は、開発許可申請の変更手続きが必要になるのか。
市	・擁壁については別紙 17（擁壁計画図）を基本とすること。 ・擁壁箇所を追加することは可能である。また、別紙 17（擁壁計画図）に示す擁壁設置個所について、土地利用計画に伴う設置位置の変更や歩行者出入口計画等に伴う形状変更は可能である。 ・本事業は開発許可が不要となる見込みのため、開発許可申請の変更等の手続きは不要である。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・擁壁の設置は、別紙 17（擁壁計画図）を基本とする。 ・擁壁の追加、土地利用計画に伴う設置位置の変更、歩行者出入口計画等に伴う形状変更は可能である。
--------------	--

(6) 北側の三角形の敷地について
(要求水準書/別紙 17)

ア 対話内容

参加者	・北側の現場打ちL型擁壁の外側（隣地店舗の横）の三角形の敷地について、利用方針はあるか。
市	・利用方法等の方針は決まっていないため、要求水準書に従い施設配置等を提案すること。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・地域振興施設については、要求水準書に従い施設配置等を提案することができ、擁壁の形状を変えることも可能である。
--------------	---

(7) 調整池に隣接する平地について
(要求水準書/別紙 20-2)

ア 対話内容

参加者	・別紙 20-2（調整池平面図）における「上原田東側調整池」という文字の北側の平地部分について、想定する用途等はあるか。
市	・別紙 20-2（調整池平面図）は、重要調整池の適合審査における参考平面図である。 ・当該箇所について特に定まった用途はなく、地域振興施設については、要求水準書に従い施設配置等を提案すること。ただし、当該箇所は国道側出入口に近接することから、出入口の見通しを妨げないよう留意すること。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・別紙 20-2（調整池平面図）は重要調整池の適合審査における参考平面図であり、要求水準書に従い提案が可能である。
--------------	---

【様式集及び記載要領に関すること】

- (1) 提案資料について
(様式集及び記載要領)

ア 対話内容

参加者	・様式集及び記載要領の「1. 3. 提案に関する提出書類」について、用紙サイズ「A 4」と指定がされているものを「A 3」換算にできないか。
市	・検討を行った上で後日回答する。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・様式集及び記載要領に定めるとおりとし、用紙サイズの「A 3」換算は不可とする。
--------------	--

【設計業務委託契約書（案）に関すること】

- (1) 設計企業間の J V 組成について
(設計業務委託契約書（案）/特約条項第 2 条第 2 項)

ア 対話内容

参加者	・グループ内に設計企業が複数いる場合、設計業務委託契約の締結時に設計企業間で J V を組成し、J V との契約とすることは可能か。
市	・設計企業間で J V を組成することは想定していない。 ・契約制度に関する一般的な問い合わせについては、契約課へ確認することができる。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・複数の設計企業で設計業務を行う場合、市は、設計企業間で結成する設計企業グループと設計業務委託契約を締結する。
--------------	---

【入札説明書に関する質問に対する回答に関すること（R7.9.19公表）】

(1) 市内地域会社について

（入札説明書に関する質問に対する回答/No.10）

ア 対話内容

参加者	・市内地域会社が道の駅の維持管理・運営に関与することについて、提案書にはどの程度の記載が必要か。
市	・本事業は、入札者に一定の業務実績を求めており、業務実績のない事業者が維持管理・運営業務を行うことを想定していない。 ・落札者決定後、具体的なスキームや詳細な内容について確認を行った上で可否を判断する。 ・これらを踏まえた上で、市内地域会社の役割等を提案書に記載すること。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・業務実績を有する事業者が維持管理・運営業務を行うことを前提に、市内地域会社の役割等について提案書に記載すること。
--------------	---

(2) 国道側出入口等の歩道について

（入札説明書に関する質問に対する回答/質疑回答別紙3）

ア 対話内容

参加者	・「事業計画のある道路」の国道側出入口の歩道について、横断歩道等の設置予定はあるか。
市	・国道側出入口は、国道の歩道を切り下げたものであり、車道ではないため横断歩道の設置はない。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・国道側出入口に横断歩道は設置しない。
--------------	---------------------

【その他】

(1) 関係機関との協議について

ア 対話内容

参加者	・提案段階で消防署など関係機関との事前協議は可能か。
市	・一般的な問い合わせとして消防署などの関係機関に事前相談を行うことは可能だが、本事業に関する個別具体的な事前協議は、落札決定後に行うこと。

イ 対応方針

入札説明書等 補足	・一般的な問い合わせとして関係機関に事前相談を行うことは可能だが、本事業に関する個別具体的な事前協議は、落札決定後に行うこと。
--------------	---